

豊中市森林整備計画

計画期間

自 2020年（令和2年）4月1日
至 2030年（令和12年）3月31日

（変更 2022年（令和4年）4月1日）

大阪府
豊中市

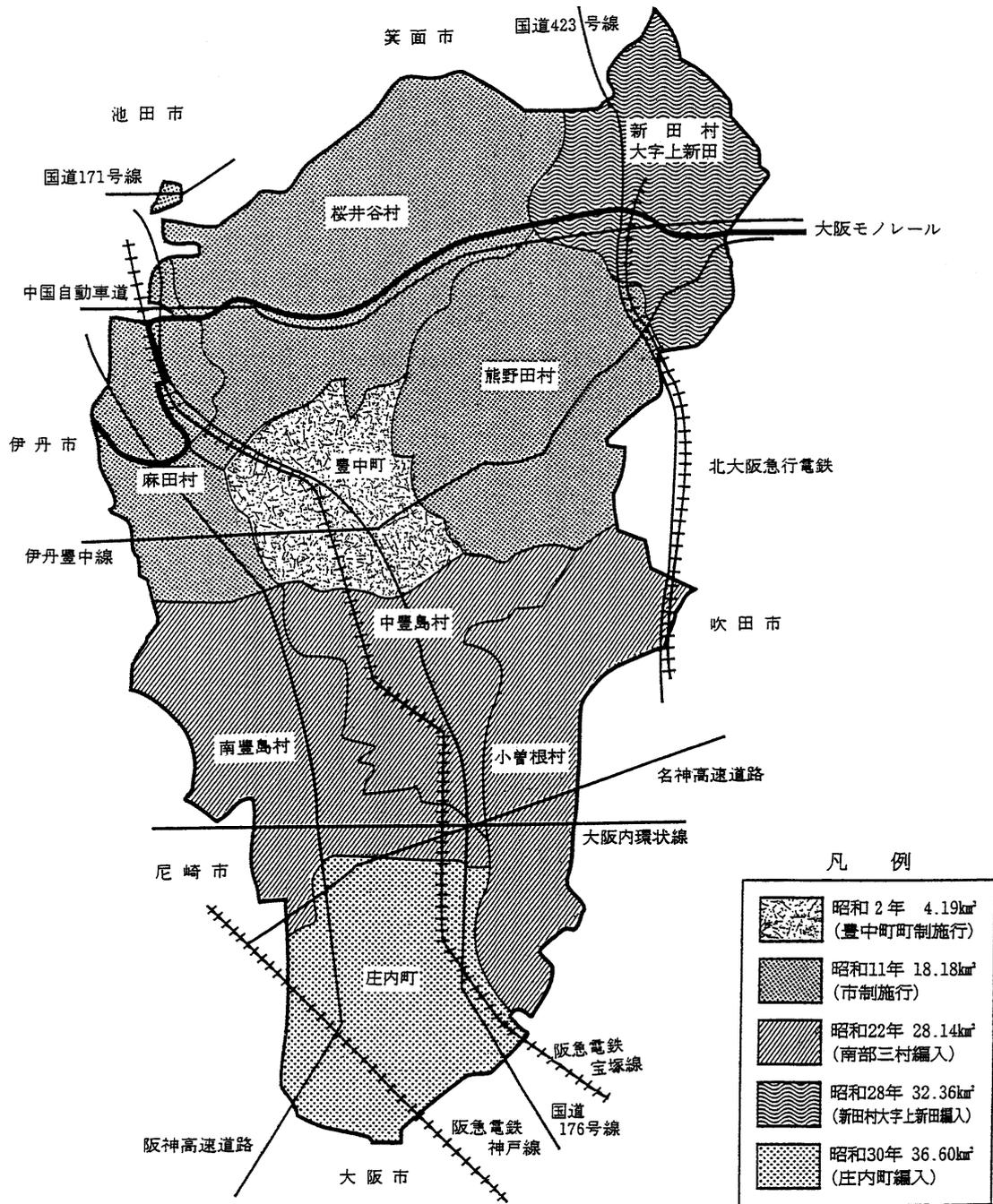
豊中市の位置



1:350,000



市域の変遷



目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	2
II	森林の整備に関する事項	2
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	2
第2	造林に関する事項	2
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	2
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	2
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	2
2	その他必要な事項	3
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	3
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	3
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	4
第8	その他必要な事項	4
III	森林の保護に関する事項	4
第1	鳥獣害の防止に関する事項	4
1	鳥獣害防止森林区域の設定及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	4
2	その他必要な事項	4
第2	森林病虫害等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	4
1	森林病虫害等の駆除並びに予防の方針及び方法	4
2	その他必要な事項	4
第3	その他必要な事項	4
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	4
V	その他森林の整備のために必要な事項	4
1	森林経営計画の作成に関する事項	4

2 生活環境の整備に関する事項	4
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	4
4 森林の総合利用の推進に関する事項	5
5 住民参加による森林の整備に関する事項	5
6 森林管理経営制度に基づく事業に関する事項	5
7 その他必要な事項	5
添付資料(豊中市森林整備計画概要図 1:35,000)	6
添付資料(豊中市森林整備計画概要図 1:2,500)	7
参考資料(豊中市における森林・林業に係わる資料)	8

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は大阪府の北部に位置し、大阪市に隣接する総面積3,660ha、全市域市街化区域で、西に大阪国際空港、東に千里ニュータウンを控え、南部に名神高速道路、北部に中国自動車道が走る住宅都市として発展してきた。

地形は、北部の待兼山、刀根山から島熊山を経て千里丘陵へと続く標高約20～130mのなだらかな丘陵地域、中央部に広がる台地地域、南部の低地地域の三つに大きく分けられる。

瀬戸内海気候に属し、穏やかな気候特性を持ち、千里川、天竺川、高川が市内を南下している。

明治37年、当時春日神社の裏山全山がコバノミツバツツジに覆われ花見客で賑わっていたこの地区が、森林法による風致保安林として指定され、さらに、平成12年からは当該森林整備計画の対象として位置づけられ、これらの制度により、この民有林2haが市内で唯一の森林として保存されている。

また、昭和27年には、この風致保安林を含む4.7haを都市公園として都市計画決定し、一部をつつじ園として育成管理を施しているところである。昭和41年には災害によって裸地化した箇所、大阪府の協力を得てスギ・ヒノキの苗木の植林を行った。平成29年の台風により、多くの樹木が倒伏するなど甚大な被害が発生し、損なわれた風致保安林の機能の回復を図るため、森林整備を実施した。

2 森林整備の基本方針

市街地内の風致保安林として公益的機能の回復・充実に努めるとともに、快適環境形成機能維持増進森林及び保健機能維持増進森林として保全する。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

快適環境形成及び保健・レクリエーション及び文化機能の維持増進を図るため、有効な森林構成を維持し、美的景観の維持・形成に配慮した多様な森林整備を推進するとともに、枯損等により機能の低下が認められる箇所については、必要に応じて補植を行うなど、適切な施業実施に努めることとする。また、当該森林は市街化区域内に位置し、周辺には住宅が隣接しており、これら周辺住宅の快適環境形成機能も果たしているため、現状保存に努めることとする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備に当たっては大阪府が作成した府内の将来の森林のあるべき姿とそれを実現するための技術的手法を示す「大阪府森林整備指針(以下「指針」という)」に定める4つの目標のうち、「防災に配慮した森づくり」「多様な森づくり」の2つの目標に向けて指針の内容をふまえて実施するものとする。

風致保安林としての機能を回復した後に、快適環境形成機能維持増進森林及び保健機能維持増進森林として、森林の保全に努める。また、法令等による制限を遵守の上、必要により自然環境及び生物多様性の保全並びに景観の維持向上を図るための施業を実施するものとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

風致保安林のため該当なし。

第2 造林に関する事項

風致保安林のため該当なし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

風致保安林のため該当なし。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域は、下記表のとおりとする。

区分		森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		該当なし	-
土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を	土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	-

推進すべき森林	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林	別添図面	2ha
	保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別添図面	2ha
木材等生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		該当なし	-
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林		該当なし	-

(2) 快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

①森林施業の方法

私有林2haのうち1haがスギ・ヒノキの針葉樹林で、1haがシイ・アラカシ・クロガネモチ等の広葉樹林となっており、市有林の0.26haが天然林のコバノミツバツツジ等が自生する宮山つつじ園となっている。針葉樹林と広葉樹林のいずれもほぼ成熟した林相を形成していたが、多くの倒木等による甚大な被害が発生しており、損なわれた森林の機能の回復を図るため、都市林として相応しい林分構造となるよう、人為と天然力の適切な組み合わせによる、また、生物多様性にも配慮した複層林施業を行う。現存している立木については、市街化区域に位置する森林であるため、防災と景観に配慮し、必要により間伐等の施業を実施するものとする。

2 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

第8 その他必要な事項

該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域の設定及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病虫害等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除並びに予防の方針及び方法

森林病虫害等の森林被害発生に対して、森林病虫害等防除事業等を活用し、当該森林所有者及び一部の地域住民と連携して、早期発見、早期駆除及びまん延防止等に努めることとする。特に近年拡大しているナラ枯れ被害に対しては、歩道沿いや人家裏等、人的被害のおそれのある箇所を優先して対策を実施する。さらに、被害を受けにくい健全な森づくりを目指し、高齢木や大径木の伐採を進めることで森林の更新を図る。

2 その他必要な事項

該当なし

第3 その他必要な事項

該当なし

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

該当なし

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

当該森林は、都市計画公園内に位置するため、広く市民に開かれた森林の整備及び利用の推進が必要である。そのため、現状保存に努めるとともに、森林の機能を損なわない範囲で、自然とのふれあいを主眼に、市民の憩いと学びの場として利用に供するものとする。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

当該森林内の一部にある宮山つつじ園は、一部の地域住民との協働によって、年間を通じて保存育成管理されており、引き続き、一部の地域住民との協働により保存育成管理を実施するものとする。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

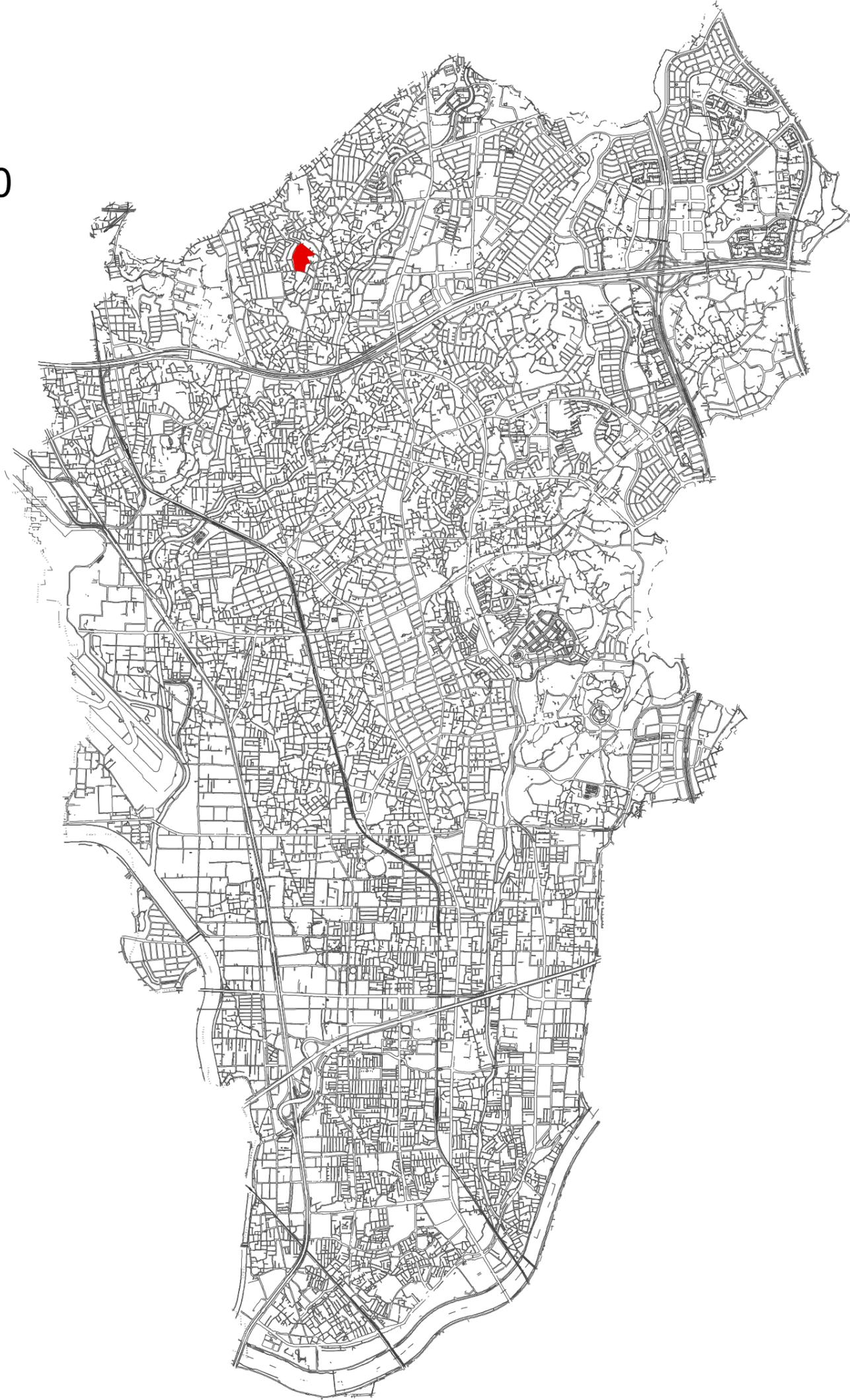
7 その他必要な事項

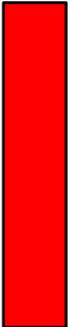
当該森林は、その全域が風致保安林として指定されているため、施業の実施にあたっては、法令等に定める制限を遵守し実施する。

豊中市森林整備計画概要図



1:35,000



		ゾーニングの種類	現況・将来型	施業種	具体的な基準
適用する区域	公益的機能別森林 施業の実施基準を	 快適環境形成機能維持増進 森林・保健機能維持増進森 林(生物多様性保全を含む)	育複→育複	複層林施業	現状保存を基本とする

豊中市森林整備計画概要図

春日町三丁目

N

1:2,500

宮山町四丁目

宮山町三丁目

春日町二丁目

宮山町二丁目

宮山町一丁目

春日町一丁目

区分	図示方法	所在地
春日神社風致保安林区域 及び当計画対象森林区域		豊中市宮山町1丁目地内
宮山つじ園		豊中市宮山町1丁目地内
都市計画公園区域 (4・4・1) 宮山公園		豊中市宮山町1丁目 及び4丁目地内

参考資料
 豊中市における森林・林業に係わる資料

(1) 森林資源の現況等

①保有者形態別森林面積

保有形態	総面積 (ha)		立木地 (ha)		
	面積 (A)	比率	計	人工林 (B)	天然林
総数	2.4469	100 %	2.4469	0	2.4469
私有林	2.1825	89 %	2.1825	0	2.1825
市有林	0.2644	11 %	0.2644	0	0.2644

(注) 1. 私有林は春日神社所有林のみである。

2. 市有林は宮山つつじ園のみである。

(出展：林地台帳)

②在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

	年次	在(市町村)者	不在(市町村)者	私有林合計
		面積	面積	面積
実数 (ha)	平成12年	2.1825	0	2.1825
	平成17年	2.1825	0	2.1825
	平成22年	2.1825	0	2.1825
	平成27年	2.1825	0	2.1825
	令和2年	2.1825	0	2.1825
構成比 (%)	平成12年	2.1825	0	100.0
	平成17年	2.1825	0	100.0
	平成22年	2.1825	0	100.0
	平成27年	2.1825	0	100.0
	令和2年	2.1825	0	100.0

(出展：林地台帳)

(2) 市町村における林業の位置付け

製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

(令和2年6月1日現在)

	事業所数	従事者数 (人)	現金給与総額 (万円)
全製造業 (A)	491	11,034	5,094,950
うち木材・木製品製造業 (B)	2	18	(非公表)
(B) / (A)	0.4 %	0.2 %	—

(注) 1. 最近年の工業統計表の「市町村編」による。

2. 製造業には、林業が含まれない。

3. 木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省)によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。